



ナソップ運動に興味のある日本の方へ

ナソップ運動が発行している冊子を元に
日本語でまとめました。

ご自由に印刷してお読みください。

<http://cussipunku.uijin.com>

第1章 MNNATSOP (ナソップ運動)

〔正式名称〕

Movimiento Nacional de Niños, Niñas y Adolescentes Trabajadores
Organizados del Perú (ペルー働く子供・青少年全国運動)

〔創立年〕1996年

1) ナソップ運動設立に至るまで

1970年代末、ペルーは深刻な経済危機に直面しました。その結果、多くの工場は閉鎖に追いやられ、沢山の労働者が職を失いました。そんな中、苦境にある家族の収入源を補うために、今までにも増して多くの子供たちが、インフォーマル労働者として様々な仕事に従事するようになりました。

労働者としての権利獲得や、あらゆる人々が住みよい社会の建設を目指して活動を続けていた JOC (ホック; キリスト教労働青年の会) のメンバーたちは、折からの経済危機によって厳しい状況に立たされていました。彼らは、この苦境を乗り越え新たなパラダイムに根ざした社会を建設するために、同じく苦しい立場に立たされている子供たちと活動を共にすべきだということを実感し、1976年 MANTHOC (マントック; キリスト教、働く子供たち、および労働者の子弟たちによる運動) を設立しました。MANTHOC は、子供達自身がイニシアティブをとる運動体としては、ペルーで初めて結成された団体でした。

MANTHOC は、創設以来ゆっくりとした歩みながら、確実にペルー各地へとその広がりをみせていきました。結成後 20 年が経過した 1996 年、MANTHOC はペルー各地に存在するその他の働く子供達のグループと共に、「第六回働く子供の全国集会」を開催しました。この集会の場において、キリスト教の枠に捉われない、ペルー国内の働く子供たち自らの手によって組織される運動体の必要性が議論されました。そして、同集会の参加者である子供たちの合意のもと、ペルー・働く子供・青少年全国運動 MNNATSOP (ナソップ運動) が結成されました。

MNNATSOP とは、ペルー働く子供・青少年全国運動(Movimiento Nacional de Niños, Niñas y Adolescentes Trabajadores Organizados del Perú) の頭文字をとった略語です(以後、ナソップ運動と表記)。ナソップ運動は全ての子供、中でも働く子供たちの人間としての尊厳が保たれ、その権利が守られる社会の構築を主たる目的として、その前身となる MANTHOC 時代を含め過去 30 年間に渡って様々な活動を展開してきました。ナソップ運動は、働く子供達自身によって組織された運動体であり、ペルーに住む全ての子供達が主体的な存在として参加できる社会を目指して日々活動をしています。

2) ナソップ運動の特徴と大人の持つ役割

ナソップ運動の主だった特徴として、「働く子供達自身により運営されている」、「働く子供達自身による自治組織である」、「ペルーの全国レベルの運動体である」、「地区、地方、全国のレベルで、それぞれ組織が存在する」、「運動によって発せられるメッセージは、働く子供に限らず全ての子供に対して向けられている」の 5 点が挙げられます。

ナソップ運動において、大人達はコラボドール(協力者)という役割のもとで運動に参加しています。「コラボラール」は、スペイン語で「協力する」を意味する動詞を語源にした言葉です。コラボラドールとは、“子供達と共に”運動内で与えられた役割を担い、“子供たちと共に”活動をより活気あるものにし、“子供達と共に”運動に参加する存在です。運動における子供達の主体的立場に成り代わることはありません。コラボラドールは、国内各地の活動拠点においてそれぞれに役割に基づき、働く子供達が持つプロタゴニスモの精神と同様に、自らもプロタゴニスモの実践を心がけています。コラボラドールは、学校の教師、ソーシャルワーカー、NGO 団体職員など、様々な職業に従事する大人達によって構成されており、運動への参加や、NGO 団体 IFEJANT が主催する定期的な講習会などを通して、運動の根幹を成す考えを学び、子供達と共にその実践に取り組んでいます。

3) 国内運動からラテン・アメリカ、そして世界運動へ

ナソップ運動は、地域レベルで存在する各運動拠点をまとめる地方運動体(国内を 8 つのエリアに区分)そして各地方の運動を統率する全国運動体としてピラミッド型の組織構造を形成しています。国内 8 つのエリアで開催されるナソップ地方大会では、全国集会に参加する代表者候補を選出します。候補者は、各県から 2 名ずつ選出されます。

地域レベル運動拠点 [国内 8 つのエリア]

MNNATSOP 北部地域：ピウラ、トゥンベス

MNNATSOP 北東部地域：ハエン、バグア

MNNATSOP 北部中央地域：カハマルカ、ランバイエケ、ラ・リベルタ

MNNATSOP 中央海岸部地域：リマ、イカ

MNNATSOP セルバ東部地域：イキトス、ナウタ、レケナ

MNNATSOP セルバ中央部地域：プカルパ

MNNATSOP 中央山岳部地域：ワンカーヨ、ワンカベリカ、アヤクチョ

MNNATSOP 南部地域：アプリマック、アレキパ、クスコ、プーノ、タクナ



ナソップ全国大会：全国代表者の選出と強化合宿、本部の役割
選ばれた全国代表者候補は2年に1度、11月に行われる全国集会に参加します。
首都リマで開催されるこの全国大会に集まるナソップメンバー約100名(この集会には各地方からだいたい5名が参加)で、約5日間の合宿が行われます。合宿の内容は、活動の見直し、困難やトラブルなど活動状況、子供の権利条約や子供・青少年法の勉強会を行います。

最後に18名の全国代表者を選出します。それ以外の各県代表の子供が地方代表者として、それぞれの地域のまとめ役となります。

選出された全国代表18名は1月の強化合宿に参加します(1月は学校が夏休み)。この合宿はほぼ2週間行われ、そこでINFANT(働く子供・青少年教育機関)より「どのように児童労働に関して話をするか」「子供の権利」、「代表者の責任」について勉強します。そして本部メンバーの選出を行い、前年度(2年間)の本部メンバーからの引き継ぎを行います。

MNNATSOPの本部は首都リマの南部、サン・フアン・デ・ミラフローレス地区にあります。この事務所の建設には寄付された永山則夫の遺産の一部が使われています。同事務所の2階は、NATsの教育機関であるINFANTの事務所があり、3階は本部に長期間滞在全国代表者達の宿泊施設として利用されています。

本部と各地方の代表者は、インターネットのチャット機能を通して会議を開くことにより、常に話し合いの場が持たれています。本部と各地方の拠点を結ぶチャット会議は毎週日曜日に行われていますが、各拠点に事務所が存在し、インターネット環境が整えられている訳ではありません。その場合は、最寄りのインターネットカフェを利用するなどしていますが、拠点によっては、毎週のインターネット利用料が負担になるため頻度を変更したいという提案も出ています。

MOLACNATs：NATsラテン・アメリカ及びカリブ海地域大会
ナソップ運動は他国の働く子供達とも繋がっています。ナソップ運動は、ラテン・アメリカとカリブ海地域の働く子供達により結成されたMOLACNATS(ラ

テン・アメリカ及びカリブ海地域の働く子供達による運動体)のメンバーでもあります。各国の働く子供達による運動体や、働く子供による組織が一同に会する場を設け、ラテン・アメリカ及びカリブ海地域の働く子供達の声を一つにまとめることにより、それぞれの国において一貫性のある活動を展開していくことを目的としています。

MOLACNATsとはラテン・アメリカ及びカリブ海地域働く子供・青少年運動の略語です。CONNATs - パラグアイ、CORENATs - ベネズエラ、UNATsBO - ポリビア、MOCHINATs - チリ、ONATsCOL - コロンビア、MNNATSOP - ペルー、MONATsGUA - グアテマラ、MOVIMIENT ARGENTINO - アルゼンチン。

MOLACNATsは、働く子供達が尊厳のある生活を享受できる社会の確立をその目的とし、その活動は全ての子供達、特に働く子供達の権利の擁護と促進のために向けられています。第一回目のNATsラテン・アメリカ及びカリブ海地域大会は1988年にペルーのリマにおいて開催されました。

- 1988年 第1回 NATs ラテン・アメリカ及びカリブ海大会(リマ)
- 1990年 第2回 NATs ラテン・アメリカ及びカリブ海大会(ブエノスアイレス)
- 1992年 第3回 NATs ラテン・アメリカ及びカリブ海大会(グアテマラ)
- 1995年 第4回 NATs ラテン・アメリカ及びカリブ海大会(サンタ・クルス)
- 1997年 第5回 NATs ラテン・アメリカ及びカリブ海大会(リマ)
- 2001年 第6回 NATs ラテン・アメリカ及びカリブ海大会(アスンシオン)
- 2004年 特別会合 NATs ラテン・アメリカ及びカリブ海大会(リマ)
- 2008年 第7回 NATs ラテン・アメリカ及びカリブ海大会(コロンビア)

CACHIPAY 宣言(コロンビア、カチパイにて) 2008年3月14日~21日

「子供が一市民として認められる社会を目指して」

私たちラテン・アメリカのNATs(働く子供・青少年)は、働く子供としての経験を共有し、私たちを取り巻く現状についての考察を深める目的で、第7回NATsラテン・アメリカ及びカリブ地域大会を、ここコロンビアのカチパイにて開催し

ました。今回の大会には、コロンビア、パラグアイ、ペルー、ベネズエラ、エクアドル、グアテマラ、ボリビアの代表者たちと、兄弟組織であるイタリア ITALIANATs とドイツの ProNATs も参加しました。

本大会の開催は、私たち働く子供・青少年のラテン・アメリカ及びカリブ海地域の運動体が日々発展を続けていることの証明にもなりました。これは、NATs の組織の 30 年以上の経験の成果であり、ペルーのリマ大会から 2001 年のパラグアイ、アスンシオンの最終大会までの数多くの集会や活動が続けられたことによるものです。働く子供・青少年は Save the Children Suecia や Terre des Hommes Alemania などの様々な同盟機関の援助を受けて発展してきました。本大会を機に、私達は代表者委員会による要請を受けて、MONATsGUA（グアテマラ）を当運動の一員として新たに迎え入れることを決定しました。

NATs 世界運動：アフリカ、アジア、そしてラテン・アメリカ

ナソップ運動は MOLACNATs 内で選出された代表者が出席する、NATs 世界運動のメンバーでもあります。

この世界運動はアジア、アフリカ、ラテン・アメリカの 3 つの大陸に存在する働く子供たちの運動体により構成されています。ラテン・アメリカでは MOLACNATs、ラテン・アメリカ及びカリブ海地域働く子供・青少年運動。アフリカは M-JET、アフリカの働く若者、青少年による運動体。アジアでも働く子供の運動体が存在するのですが、言語の違いから来るコミュニケーションの問題により、運動は各国レベルでの活動に留まっており、まだアジア大陸としての運動体名はありません。

世界大会では新しいテーマを扱わず、2004 年 4 月にドイツのベルリンで開かれた第 2 回世界大会で扱われたテーマ、当時時間が足りず結論に至らなかったテーマを再度取り上げました。イタリアで開催された当大会では、働く子供世界運動の組織としてのビジョンとミッションの決定や、活動プランや組織図の作成、または、コーディネーションチームの発足などに、多くの時間を費やしました。第 1 回と第 2 回の大会では、3 大陸という規模の大きさから生じる、各代表者による意見や社会背景の相違により、世界運動を結成するまでには至らなかったの

ですが、今回の第 3 回大会において、働く子供達による世界運動が正式に誕生することとなり、3 大陸が共に力を合わせて活動を展開していくこと、大陸間で連携の取れたコミュニケーションをとることなどが取り決められました。

交流の場において、世界運動の存在と作成された宣言文の流布にも努めました。世界大会に参加できる代表者は各大陸で 8 名という通達がありました。現在、ラテン・アメリカの働く子供の運動体に加盟している国は 8 カ国ですから、各国から一名ずつを選出するという事で合意しました。

大会の中での困難のひとつは言葉でした。ラテン・アメリカでは、主にスペイン語を話しますし、アフリカでは主に英語、フランス語を公用語にしている国が多いのですが、アジアでは各国それぞれに違う言語を持っています。したがって、アジアの子供にはそれぞれに通訳の同伴を必要としました。さらに、随行した通訳が運動体のメンバーではないため、運動を理解せず、正しく通訳されないなど、私達のコミュニケーションをさらに困難にしました。

アジアでは、国単位の活動は非常に活発なのですが、大陸レベルでは、コミュニケーションの問題により共同で活動を行うことができません。一方、アフリカの運動体は各国間の連帯が強まっており、昨年 7 月にはアフリカ大会が行われました。彼らは ILO(国際労働機構)と共に活動していますが、児童労働の撲滅に向かった活動を展開している訳ではありません。

3 年毎に 1 度の頻度で世界大会を開催すること、各大陸 2 名の選出者からなる計 6 名の代表者でチームを構成することが、今回の世界大会において決定されました。この代表者チームは 2 年毎に集まり、世界大会開催に向けた準備を行います。世界運動には事務局が存在せず、大会はドイツの PRONATs とイタリアの ITALIANATs の援助により開催されます。次回の世界大会はアフリカでの開催を予定しており、まだどの国で行うかは決まっていますが、代表者チームによる大会開催に向けた会議がラテン・アメリカで行われる予定です。

(元世界代表ジャシー・オレさんのインタビューより抜粋)

4) ナソップ運動による活動

子供・青少年法の普及活動

ナソップ運動は権利を主張するために、子供、青少年に関する全ての法律を勉強し、冊子やポスターの作成、勉強会の開催などによって、多くの人々と学びの機会を共有することにより、社会全体が持つ子供に対する意識を変革するための努力を続けています。

子供はみんな、生まれたばかりの赤坊から成人間近の大きな子供まで、人間としての権利を持っています。子供たちがその権利を主張でき、尊重され守られる社会環境を作ることは国の重要な責任と考えています。ペルーでは、1992年12月に子供・青少年法が施行されました。この法律は私たちの権利を公に認めているものです。

子供・青少年法は法令第 27337 条によって制定されました。制定後も度重なる改訂を重ねてきました。2006年ペルー共和国議会は、新たに子供・青少年法の改正を決議しました。さらに、ナソップ運動も協議に参加し、共に討論を重ねた末、法令第 28914 条により、子供・青少年法の法律改正特別委員会が設置される運びとなりました。

*****子供・青少年法改正に関する子供たちからのコメント*****

ロシン・サモラ・ガルシア君 (MANTHOC 全国代表、15 歳、カハマルカ出身、中学校に通いながら木工所で働いています。)

「ペルーの子供・青少年法が改正されることは、とても重要なことだと私達は考えています。なぜなら、現行法には子供や青少年の現実にそぐわない条項が存在しているからです。たとえば、働く子供・青少年のケースでいえば、労働が許可される最低年齢に言及した条項は、ペルーにおいても数多く存在する 12 歳以下の働く子供達をどのように保護していくかについて、何も検討されていません。子供の権利条約や子供・青少年法には、子供達は、自身に直接関わりのある問題において発言する権利を有すること、また、そのような問題を取り扱う際には、行政側も子供達に意見を伺う必要があるといった条項が存在します。つまり、大

人達は、子供・青少年ネットワークのような子供の組織や、学童市議会、その他児童に関わる施設や機関の子供たちの意見に耳を傾け、その発言に価値を与えなければならないということです。そのためには、子供達が住む環境や現実が持つ多様性、特に、地方の子供達が持つ状況にも目を向けなければなりません。私達は、法律改正委員会に子供達を含めることを提案します。」

“子供のために投票しよう”キャンペーン (2006 年度実施)

“子供のために投票しよう”と名づけて、ナソップ運動と学童市議会が中心になって開催したこのキャンペーンは、セーブ・ザ・チルドレン・スウェーデンやその他各種団体の支援によって行われました。キャンペーンの目的は、2006 年度に行われた大統領、国会議員、県知事、及び市長選挙の立候補者に対して、子供たちのことを十分に配慮した政策を提案するよう要求することにあります。特に、大統領選立候補者に対しては、子供たちが抱える問題に対する解決策の早期立案を誓わせようという狙いがあり、それに併せて投票権を持つ大人に訴えていくこともキャンペーンの焦点に据えました。

ナソップ運動と児童市議会のメンバーは、リマ、アレキパ、クスコ、イキトス、アヤクチョの各県でこのキャンペーンを展開しました。国会議員立候補者やメディア関係者のためのワークショップを開催し、政府の政策立案者との議論の場を設けるなどした他、様々な行政機関を訪れては、子供たちが抱える問題を訴えてまわりました。

“子供のために投票しよう！”キャンペーンの目的を達成する一つ的手段として、ペルー各都市の広場で一般市民との対話の場を設け、子供たちが抱えている問題を市民がより明確に理解できる機会を提供しました。その他、キャンペーンのスローガンを掲げて街中を行進することによって世論に対する呼びかけを行い、投票者の一人一人が子供たちの抱える問題に対してより具体的な解決策を提案できる候補者へ一票を投じてくれるように呼びかけました。結果として 7 名の大統

領候補者及びその代理人が、ナソップ運動が作成した以下の誓約文に対して署名を行いました。

誓約文

1. 子供に関する政策の作成や決定の際には、子供たちが積極的に参加する権利を認めること。
2. 国家や社会レベルまたは家族内で頻繁に繰り返される、子供に対する精神的、肉体的虐待に対する解決策を早期に提案すること。
3. 子供のニーズを真に満たすことのできる公教育の場を提供すること。特に、教師の再教育、及び教育部門に対する公費の大幅増額を要求する。
4. 働く子供たちの権利を保護し、彼らに対する相応の社会保障を確約すること。
5. 栄養不良状態にある子供たちに対して、無償の食事提供プログラムを開始すること。国内に現存する栄養不良問題全般を早期に解決すること。
6. 児童の性的搾取に対する予防、撲滅に努めること。

マイクロ・ファイナンス・プログラム (PROMINATS)

“働く子供やコラボドールレスの中から小さな企業家を育てよう！”と名づけられたこのプロジェクトは、マイクロファイナンス・プログラム(PROMINATS)によって運営され、働く子供たちがコラボドールレスと共に物の売り買いについてのノウハウを学び、実際の生活の場に生かしていくことを目的としています。このプロジェクトでは、働く子ども達に対して経済活動を行うための正しい知識の提供や、小さな商売を始めるための資金の貸し付けを行います。そして、子ども達が自らの商売で得た収入を貯蓄する習慣を身につけ、彼らの生活条件が改善されることを目的としています。日々の生活上での経験や組織内での活動をもとに、このプロジェクトを通して働くということの意味を改めて評価し、個人の経済活動がより発展していくことを期待しています。

全ての地方の PROMINATS プロジェクトにて非常に高い貸付の回収率が見られ、NATs の自立意識の高さを証明しています。

講演会：社会の危機に直面する子供達

2007年8月14日サン・マルコス大学社会科学部のラウル・ポラス・バレネチエア講堂にて、故永山則夫をテーマとした討論会が開催されました。

「この8月で、日本の作家、永山則夫の死刑執行より10年が経過しました。永山則夫は、極貧の中、働く子供としてその少年時代を過ごしました。彼は、幼い頃に親に捨てられ、19歳の時に殺人を犯しました。彼は、30年間にも渡る獄中生活の後で、死刑となります。彼は、獄中で作家活動を続け、結果として日本でも著名な作家となったのです。彼は、ある新聞記事を通してペルーの子供組織の存在を知り、働く子供達の中に彼自身の幼年時代を映し出しました。そして、彼は作品によって得られる印税をナソップ運動に託しました。この寄付金はナソップ運動の拠点である事務所建設資金にも使用されました。永山則夫は働く子供たちと共に生き続けます。働く子供・青少年の教育機関である INFANT は INFANT-NAGAYAMA NORIO と彼の名前を付け、彼が働く子供達に託した夢を引き継いでいます。」

このイベントには、パネラーとして日本の永山則夫基金より義井豊氏、イタリアの ITALIA NATs よりギアルギ・スティボット氏、スイスの Terre des hommes lausanne よりジェアン・スティミス氏、ペルーのサン・マルコス大学よりマヌエル・カスティージョ氏、そして IFEJANT よりアレハンドロ・クシャノビッチ氏が出席しました。さらに INFANT の芸術学校 EAINFANT により永山則夫の人生を再現する感動的な独演も行われました。

子供の権利委員会による政府に対する勧告内容の普及活動

2006年1月12日、ペルー政府は、国連子供の権利委員会に対して、子供の権利条約がどのような形で政策に反映されているかを記述した第三回定期報告書を提出しました。子供の権利委員会の第41回会合においてこの報告書は審議されることとなり、その際にナソップ運動の代表者がラテン・アメリカ及び世界レベルで初めて国際レベルの公式な会合に参加することとなり、報告書の審議にナソップ運動の意見を反映させました。

同年1月27日、子供の権利委員会は、ペルー政府に対して“第三回報告書に対する勧告と最終審議”を提出しました。ペルー政府は、委員会からのこの勧告を自らによって国民に通達しなければならず、その勧告内容を政策に反映させていかなければなりません。

*****ナソップからペルー政府への質問状*****

～国連「第41回子供の人権委員会」に提出された

「子供に関する報告書」に関して～

ペルー国内の1万4千人以上の働く子供・青少年たちによって組織される、「ペルー働く子供・青少年全国運動(MNNATSOP)」は、学童市議会、ASNI協会、家庭内労働に従事する女性達による組織(CCTH、IPROFOTH)、NGO団体「ヘネラシオン」、ラテンアメリカ・カリブ地域働く子供・青少年のための教育者養成機関(IFEJANT)、INFANT、そして国立サン・マルコス大学社会福祉学科の代表者らと共に以下のことを考察する。

政府が提出した報告書に記載された、ペルーにおける働く子供・青少年の現況に関する分析内容、政府が掲げた目標が実際に達成されているか、報告書がどのような過程を経て作成されたのか、などを調査することによって、最終的に報告書の構成内容自体の批判を行うことを目的とする。

この質問状は、ペルー政府が提出した報告書を徹底分析し、報告書内に見られる虚偽や不明瞭な事項に対して質問をすることによって、より高い真実性とその内容に一貫性が見られる報告書の作成に寄与しようとするものである。

政府の提出した報告書は十分な調査、分析に基づかず作成された虚偽のものであり、国内各省庁の報告書の寄せ集め、真実味のない統計資料に多少のコメントを付け加えただけの稚拙きわまりないものであることを明白にしている。

この報告書は、形式的に統計資料を用いて作成されているが、国内のごく一地域の現実を反映したものに過ぎず、その統計資料はアマゾン地域やアンデス地域など異なった生活様式を無視している。その上、子供・青少年を対象とした社会政策が非常に少ないこと、子供・青少年達と新たな社会契約を結ぼうとする意志が全くといっていいほど欠如している。

政府が子供・青少年たちに示すこれらの態度は、最終的に以下に帰結すると思われる。

- a) 子供、青少年に対する社会政策およびそのプログラム。
- b) 子供・青少年を対象とする社会政策に、前提となるべき「国際子供の権条約」の精神が徐々に反映されなくなる。そして、法制度の形式的な改善にのみ力を注ぎ、その結果、子供・青少年を社会の行動主体としての立場から除外しようとする社会環境があるにも関わらず、それを撤廃していくことの重要性を見失ってしまう。
- c) 国内の子供の大多数を占める、貧しい境遇におかれた子供や青少年たちの生活環境の、真の意味での改善は中期、長期間の展望をもってはじめて実現される。しかし、政府が現在実行している社会政策やそのプログラムはそれに寄与し得ないものである。

ペルー政府が、ペルー社会およびペルーの子供・青少年達に対して誠意を持って以下の質問に返答することを望む。

- 1) ペルー政府は、報告書の内容を世論に伝えるためにどのような方策をとりましたか？また、何故ナソップが報告書の公表を要請した際に、政府は女性社会開発省(MIMDES)を通してそれを拒否しましたか？
- 2) それらが子供の権利に関する条約の条項内容に全く呼応していないものであるにも関わらず、何故、報告書内で掲示されているデータは、主に子供・青少年のための国内政策プラン2002-2010(PNAZA)の内容に基づいているのですか？
- 3) 子供・青少年、若しくは中等教育を何らかの理由で終えることの出来なかった人々が持つ文盲の問題に対して、ペルー政府はどのような政策での解決を試みているのですか？
- 4) 刑法の改定に伴い、性的搾取や暴行を受けた子供や青少年たちはどのような利点を得ることが出来るのですか？
- 5) 何故、女性社会開発省(MIMDES)は今日に至るまで、未成年犯罪者や未成年強姦者に対して場合により死刑を宣告すべきだという世論の高まりに

対して、政府側の意見を一度も表明しないのですか？

- 6) 政府は、子供や青少年に売春行為を強要する目的で子供・青少年を誘拐するマフィアグループに対して、具体的にどのような法的処罰の適用を考えていますか？
- 7) ペルー、アマゾン地域の子供・青少年たちの現状に関して、出来る限り詳細に説明してください。
- 8) 政府機関に所属する役人や公務員たちが、インディヘナの子供・青少年たちに対して、彼らの地域で元来使用されている名前を持つことを受け入れず、西洋的な名前を持つことを強要するという事実がありますが、それがいったいどのような法的、倫理的根拠に基づいて正当化されるものであるのかを説明してください。
- 9) アマゾン地域において木挽きとして働く子供・青少年の身体的安全を保障するために、政府側はどのような対策を彼らに講じますか？
- 10) 真実と和解のための委員会（CVR）の報告書内に記載されている、80年代に発生したテロとの衝突で親を失い孤児となった子供・青少年たちに対して、政府はどのような対応を続けてきましたか？また、テロとの衝突時に子供を失った家族に対してはどのような保護処置をとってきましたか？
- 11) ペルー政府は、児童売買や児童の計画的誘拐犯に対してどのような法的処罰を科しますか？
- 12) ペルー政府は、コミュニティ内の監視や武器の輸送時に、軍を通して未成年者を利用しているという事実をどのように正当化しますか？
- 13) 多くの子供・青少年たちの健康を著しく害している環境汚染の拡大に対して、政府はどのような対策を講じていますか？また、環境汚染を引き起こしている多国籍企業や国内企業に対してはどのような処罰を科しますか？
- 14) 2005年度に批准された物乞いを禁じる法令は、国内の極貧にあえぐ子供・青少年たちに対する理不尽な制裁としか解釈できません。この法令はどのような方策をもって現実社会に適用され、実際どのような結果を残していますか？
- 15) ペルー政府は、青少年犯罪者の自由を奪い、社会復帰をより困難なものにし

ている現行の閉鎖的なシステムに代わって、彼らの社会復帰を支援するような開かれた社会教育プログラムを持っていますか？

- 16) 麻薬売買や麻薬使用の問題に巻き込まれた青少年たちに対して、ペルー政府はどのような方策を講じてきましたか？
- 17) 現在においても、刑法に触れるような罪を犯していない子供・青少年達を閉じ込めて彼らの自由を剥奪するような施設が存在しているのですか？
- 18) 日常の素行に著しく問題のある未成年に対して社会復帰のための教育システムとして存在する「集中ケア」と呼ばれるプログラムに対して政府はどのような見解を示していますか。また、政府はこの「集中ケア」プログラムを実際に体験した未成年者たちの声に耳を傾けたことがありますか？
- 19) ペルー国とアメリカ合衆国の間で取り交わされた自由貿易協定(TLC)内に、「児童就労の撲滅」などと児童就労を否定的に捉えた条項があるのは何故ですか？政府の行政局、及び司法局は、子供・青少年の「最善の利益」とは何であるかについて説明できますか？特に、働く子供・青少年の「最善の利益」について述べてください。加えて、路上生活を余儀なくされている子供・青少年たちの「最善の利益」とはなんであるかについても述べてください。
- 20) ペルー政府にとって、子供・青少年に関する政策を打ち立てるうえでの必要前提条件となる子供・青少年の「最善の利益」とは何であるかを明白にするための法的基準はどこにありますか？
- 21) ペルー政府は、働く子供と路上生活を営む子供の権利をどのような方策でもって保障するのか説明してください。
- 22) 現行犯でないにも関わらず、政府の独断的な判断でもって自由を剥奪された子供たち（リマ・マグダレーナ地区のNGOヘネラオンの一件に関連して）に、子供の権利が同等の効力をもって適用されていないのは何故ですか？
- 23) 裁判訴訟時にみられたNGO「ヘネラシオン」の職員達への「迫害的行為」に抗議した子供の権利を擁護する弁護士達に対して、一般弁護士たちと同様の保障が国によって与えられないのは何故ですか？
- 24) ペルー政府は、教育制度の改善を国策の第一義に掲げながら、全く意味を成さないほどの国家予算を教育部門に配分しているのは何故ですか？

- 25) 深刻な栄養失調状態にあるペルーの児童人口の約 25%を占める子供たちに対して、政府はどのような対策を講じますか？
- 26) 子供・青少年に関する問題を扱う職業に携わる人々の専門家としての能力はどの程度のレベルまで達していますか？また、その適正能力はどのような形で確認できますか？この分野の専門家を養成するために政府はどのような努力を行い、どのような結果を得ましたか？政府は、女性社会開発省（MIMDES）医療部門、教育部門、国家警察など子供・青少年に関する問題を扱う各行政機関のスタッフに対して適性能力試験を実施しましたか？試験の実施によってどのような結果を得ましたか？得られた結果をもとに、どのような方策をスタッフに対して講じましたか？
- 27) ペルー政府は、2000年から2005年における海岸部、山岳部、熱帯雨林の各地域で、「乞食」と呼ばれる子供達が具体的に何人存在して、それぞれがどのような生活環境におかれているのかを明確に把握していますか？
- 28) ペルー政府は、海岸部、山岳部、熱帯雨林の各地域で家庭内労働に従事する子供・青少年に関して、どのような統計資料を持っていますか？
- 29) 数年前には、女性社会開発省（MIMDES）によって1000にもものぼるNGOが承認を受けていましたが、現在では300にも満たないのは何故ですか？また、子供・青少年を扱う市民活動団体と連携することによってどのような政策を考えていますか？
- 30) ペルー政府のイニシアティブにより、「児童就労撲滅プラン」を主題として開催された、アンデス地域諸国の会合はどのような法的根拠に基づいて正当化されるのですか？
- 31) ペルー政府は、国際労働機関（ILO）が、ペルー働く子供・青少年全国運動を、政府にとって「危険な存在」であると声明したことに対してどのような対応をとりましたか？
- 32) ペルー政府は、どのような理論的根拠に基づいて、児童買春、児童売買、児童ポルノ、もしくは児童による武器輸送を、ILO協定第182号と関連付けてこれらがひとつの職業であると説明できますか？

国連子供の人権委員会（CRC）がペルー政府に対して以下の条項内容を勧告することを提言する。

1. 児童就労の現状や問題点に対する情報収集に関しては、NGOやその他大きな機関の意見にのみ頼るのではなく、働く子供・青少年たちが自ら組織する団体の意見に対しても注意深く耳を傾けること。
2. ペルー政府は、女性社会開発省（MIMDES）以外にも、青少年審議会（CONAJ）や教育委員会、またはこれらと同等に政府によって承認された、子供・青少年の問題を扱う各活動団体の要請などもしっかりと受け入れること。
3. ペルー政府は、女性社会開発省（MIMDES）を通して、NGOヘネラシオンに所属した子供達と近隣の住民、及び世論との間に和解が成立するように便宜を図る必要がある。
4. 少年・青少年法の児童就労に関する条項のいかなる改定時においても、政府はナソップのメンバーの改定会議への参加を承認すること。尚、改定された条項は例外なく全ての働く子供・青少年たちに適用されること。
5. 子供・青少年の問題を取り扱う際に、裁判官や司法官の自由裁量や主観的判断により「子供の最大の関心事」が誤って解釈されるのを防ぐために、「子供の最大の関心事」とは何かを明確にするための判断基準を確立すること。
6. ペルー政府は、GNP比率0.7%から0.9%、金額にして16億ソール（約4.8億ドル）にも達する、働く子供・青少年の国家経済に対する貢献をGNPの一部として数えること。
7. ペルー政府は、オローヤ鉱山での労働に従事することによって環境汚染の影響を受け、健康を著しく害している子供・青少年、もしくは妊婦たちに対して早急に特別対策を講じること。
8. ペルー政府は、家族のための福利厚生機関（INABIF）のプログラム、またはWAWA・WASIプログラムが、貧困家庭にとって非常に重要な役割を持つものであることを理解し、その機能が十分に果たされるように特別の配慮を行うこと。

9. ペルー政府は、女性社会開発省（MIMDES）内において重要性を失いつつある「子供・青少年担当部」に対して特別の強化を図ること。

ナソップ運動は、第 41 回会合への参加を通して、子供の権利条約をめぐるペルー政府に対する勧告内容を、子供たちに対してだけでなく、一般市民に対して、または市町村、地方、国家レベルの各行政機関に対しても普及していくことの重要性を感じました。

このプロジェクトには、行政機関や NGO、その他専門機関に子供の権利委員会より出された勧告内容を、一般市民に向けて公開させるという狙いがあります。また、この国において子供の権利が認知され尊重されるよう条約に基づいた政策がとられること、委員会による勧告内容が政策に反映されているかどうかの監査に子供たち自身を主体的に参加させることなどを要求します。

このプロジェクトには、“ペルー子供の全国ネットワーク”がナソップと共に重要な役割を果たしています。彼らとの共同活動を通して、勧告内容の普及だけでなく、社会の中でプロタゴニズムを実践することによって私たちの権利を要求し続け、子供を妨げる原因を取り除こうと努力を続けています。

現在、この勧告内容を普及させるために、ナソップ運動の拠点がある 18 の都市でイベントを開催しています。メインイベントとして、子供の権利委員会のメンバーである、ロサ・マリア・オルティスさんを招いて勧告に関連したフォーラムを開催しました。

なお、2006 年には勧告の内容を解りやすくまとめた冊子をスペイン語版、ケチュア語版と 2 種類の言語で作成しています。



2007 年 7 月 1 日から 6 日まで国連子供の権利委員会のメンバーであるロサ・マリア・オルティスさんがナソップ運動と子供・青少年ネットワークの招待によりペルーに滞在した際に行われた、ナソップ運動代表者によるロサさんへのインタビュー内容です。

質問：「ロサ・マリアさん、ペルーに来る前は私達のこの活動に対してどのようなイメージを抱いていましたか？」

ロサさん：「そうですね、ペルーに子供・青少年のネットワークがあり、勧告内容の普及活動を去年から行っていることは知っていましたが、それほど多くは知りませんでした。しかし、今回の滞在を通して、あなたたちが、どのようにして勧告内容の普及に取り組んでいるかをより詳しく知ることができました。」

質問：「いくつもの子供の組織が、国連子供の権利委員会からペルー国政府に提出された勧告内容の普及活動に参加している事実を確認されて、どう思われましたか？」

ロサさん：「国内 21 ヶ所で開催された素晴らしい普及活動や、子供だけではなく、政府や各機関に対して行われた講習会、さらには政府や権威のある人々と対等に渡り合えるその交渉力にはとても驚かされました。劇や音楽などを交えて行われる講習会や、スペイン語のみならず、ケチュア語の冊子まで作成して勧告内容の普及に努めているあなた達の姿には、ただただ感心させられるばかりです。それにも増して私を驚かせたのが、勧告内容が社会政策にしっかりと反映されるよう、行政との交渉を重ねているという事実でした。勧告内容が政策に反映されることは、子供達にとっても非常に重要ですし、我々子供の権利委員会としても非常に嬉しく思います。」

質問：「NATs の組織からの報告、つまり、ペルーの子供達の状況に関する子供達自身による報告は、どんな重要性を委員会に与えますか？」

ロサさん：「そうですね、委員会に実際の子供達自身の声を伝えることはとても重要です。子供のニーズや子供の権利に応えていくことは我々の義務ですが、委

員会に子ども自身の声が届くことは今まで稀でした。あなたたち子供側からの情報はより事実にも忠実で、そのことが我々の任務をより容易にしてくれました。」

質問：「このペルーでの体験を、どのような形で委員会に報告しますか？」

ロサさん：「私は、あなたたちが作成した勧告内容に関する冊子や CD、そしてあなたたちと過ごした経験を委員会へと持ち帰ります。委員会の同僚たちにペルーの子供達のすばらしい普及活動のこと、彼らは彼ら自身の権利のために、どのような方法で勧告内容を政策に反映させていくかという、非常に価値ある手本を示してくれていることを伝えたいと思います。」

5) ナソップ運動からのメッセージ

私たちは、働くこと自体が子供や青少年に肉体的、精神的に悪影響を与えるものではなく、むしろそれは、労働のコンディション如何によるものだと考えています。だからこそ、私たちは、子供や青少年に限らず、全ての働く大人や女性達をも含めて、働くことに対する価値を認めるものの、劣悪な労働環境に対する批判を怠らないという立場をとっています。そういった意味でも、私たちは、売春行為や児童ポルノ、児童の人身売買などを労働としてとらえ、その他の労働と混同した上で、児童就労の全ては撲滅されるべきとする人々の意見に同意することはできません。これらは、むしろ子供たちに対する犯罪行為であり、労働と呼ぶには値しないものです。